

小規模林地開発行為の手引

令和8年4月1日

千葉県農林水産部森林課

◎千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例等の一部改正に伴う小規模林地開発行為の手引の改正について

この手引は、次の関係法令等の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和8年4月1日から施行する。

1 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例の一部改正

【改正概要】

(1) 森林法一部改正における条項の変更に伴う改正

令和8年4月1日を施行期日とする改正森林法において、第10条の3第2項に監督処分に従わない者を公表可能とする仕組みが新設され、改正前の「第10条の3」の規定が、改正後は「第10条の3第1項」となることに伴い、条例において引用する同法の条項について、「法第10条の3」を「法第10条の3第1項」に改正。

(2) 施行期日

令和8年4月1日

2 千葉県林地開発許可審査基準の一部改正

【改正概要】

(1) 申請者の要件の追加

改正森林法第206条第2号に、許可条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者に対する罰則が新設されたことを踏まえ、審査における申請者の欠格要件に、当該罰則を受け、3年を経過しない者（森林法第10条の2第1項による許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）を追加。

(2) その他所要の規定の整備

ア 森林法改正に伴い、第2章第1一般的事項 8 申請者の要件中「法第10条の3」を「法第10条の3第1項」に修正。

イ 諸表記（送り仮名及び句読点等）の修正

(3) 施行期日

令和8年4月1日

※ 千葉県林地開発許可審査基準の一部改正内容については、上記（2）イの内容を本手引の「IV 小規模林地開発行為における森林の有する公益的機能を維持するための基準」に反映。